

滋 障 福 第 2 1 1 8 号
令和6年(2024年)11月12日

該当事業所 管理者様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

食事提供体制加算等の取扱いについて (通知)

日頃は、本県の障害福祉行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

食事提供体制加算・食事提供加算（以下「食事提供体制加算等」という。）につきましては、令和6年度報酬改定により新たに要件（以下「新規要件」という。）が追加されました。この新規要件につきましては、令和6年9月30日までは経過措置が設けられていましたが、令和6年10月1日以降は従来から取得されていた事業所におかれましても、新規要件を満たす必要がございます。

この度、新規要件に関して、本県の取扱いを以下のとおり定めましたので、十分に御確認いただきますようお願いいたします。

1 従来から取得されている事業所

- ・ 経過措置の終了に伴い、新規要件に合致しているか確認をお願いします。
- ・ 新規要件も含め基準を満たす事業所におかれましては、直近の加算変更等に係る体制届を提出する時に食事提供体制加算等の書類を併せて提出してください（事務負担軽減のため、新規要件のみでの届出は不要）。なお、提出時には経過措置終了日までに新規要件を満たしていることがわかる書類を添付してください。書類の不備等で新規要件を満たせていないと県が判断した場合、過誤調整を求めます。
- ・ 新規要件を満たせていない事業所につきましては、早急に令和6年10月1日付で加算終了の届出の提出をお願いいたします。

2 新たに加算の取得を希望する事業所

- ・ 取得される日を異動年月日として、必要書類を通常の方法にて御提出ください。
- ・ 添付書類の別紙につきましては、必ず令和6年10月以降のものを使用してください。

(裏面あり)

3 管理栄養士等の配置が難しい場合の対応について

新規要件においては管理栄養士等の配置が求められており、配置が難しい場合は「…法人内や法人外部（…中略…又は**保健所**等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。」と示されております。

このことにつきまして、公平性等の観点から、また、保健所は衛生施設を指導・監督する立場であることから、県として**保健所へ献立の作成や確認を行うこと**をもって、**食事提供体制加算等の加算要件を満たすものとして取扱いはいたしません**ので、御留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知発出時点で保健所に相談を実施している事業所、および県民の栄養・食生活向上を目的とする相談につきましては、それを妨げるものではないことを申し添えいたします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係 高阪
電話：077-528-3544
F A X：077-528-4853

【参考】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【最終改正】こ支障第97号 障発0329第33号 令和6年3月29日」より抜粋

●食事提供体制加算の取扱いについて

報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

また、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

なお、注中の(1)から(3)までについては、次の(一)から(三)までについて留意すること。

(一)注の(1)について

管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。

献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。

また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。

なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認してない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

(二)注の(2)について

摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。

摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の○割」などといったように記載すること。

摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

(三)注の(3)について

おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。

また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に体重を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。

なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

【参考】「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【最終改正】こ支障第94号令和6年3月29日」より抜粋

●食事提供加算の取扱い

通所報酬告示第1の3の食事提供加算については、低所得者・中所得者世帯の障害児に対して、令和9年3月31日までの間、障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。

(一) 食事提供加算(Ⅰ)の算定については、以下のいずれも満たすこと。

ア 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。原則として当該施設が自ら調理し、提供することとするが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。

イ 栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の支援及び助言を行うこと。次のウからキまでの取組についても、当該栄養士による指導及び助言の下で行うこと。

この場合において、栄養士は従業者である他、同一法人内に勤務する栄養士の活用、保健所や栄養ケア・ステーション等の外部機関の栄養士との連携、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合には、委託先の栄養士による指導・助言の下で行うこととしても差し支えないこと。

ウ 障害児の障害特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。

エ 提供した食事について、障害児ごとの摂取状況を把握し、記録を行うこと。

オ 定期的に障害児の身体の成長状況(身長・体重等)を把握し、記録を行うこと。

カ 食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。例えば、行事食の提供や調理実習等を年間の予定に組み込み、定期的に行うことが考えられる。

キ 家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応すること。相談等の対応を行った場合は、当該対応を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

(二) 食事提供加算(Ⅱ)の算定については、以下のいずれも満たすこと。

ア (一)のアからキまでに規定を準用する。この場合において、(一)のイの「栄養士」を「管理栄養士」と読み替えて適用すること。

イ 年に1回以上、障害児の家族等に対して、食事や栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行うこと。

(三) 栄養士又は管理栄養士による献立の確認や助言・指導については、事業所に栄養士が配置されている場合であっても、外部機関等との連携により、管理栄養士等と連携を図りながら取組等を行った場合には、食事提供加算(Ⅱ)の算定ができるものとする。

(四) 1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。